資料１

収入金額課税制度をめぐる状況

（地方法人課税諸課題プロジェクトチーム）

法人事業税の概要

○　法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づき課税されるもの。（法人事業税の負担額は法人所得計算において損金算入される。）

○　法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税するもの。

○　地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、大都市に税収が集中する構造的な課題に対処するため、法人事業税の一部を分離して、特別法人事業税として課税。
（令和元年10月１日以後に開始する事業年度から適用。）

法人事業税

［税収］38,599億円
※平成29年度決算額
（超過課税分を除く。）

（参考１）地方法人特別税
18,578億円
※平成29年度決算額

（参考２）法人事業税と
地方法人特別税の合計額
57,176億円

資本金１億円超の普通法人
20,076億円
（うち　所得割　1,004億円
付加価値割　12,646億円
資本割　6,425億円）

資本金１億円以下の普通法人や
公益法人など（注１）
15,973億円

電気供給業・ガス供給業
・保険業を営む法人
2,550億円

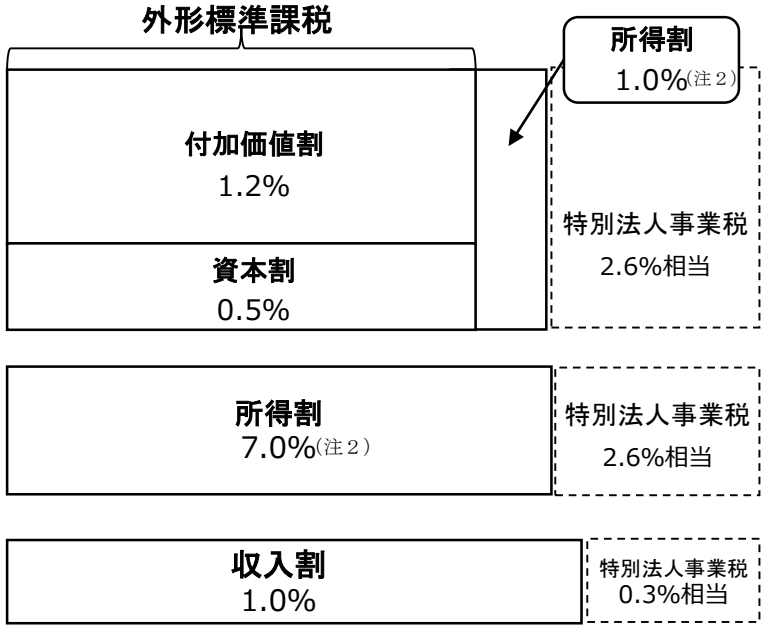

→（内訳）電気供給業：1,437億円　ガス供給業：233億円　保険業：880億円
※地方法人特別税を含めた場合（理論値）
電気供給業：2,075億円　ガス供給業：337億円　保険業：1,271億円

＊法人事業税収は、平成29年度決算額（超過課税を含まない。）であり、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率（資本金1億円超の普通法人：0.7%、資本金１億円以下の普通法人等：6.7%、電気供給業等を営む法人：0.9%）に基づくもの。
（注１）特別法人（農協・漁協・医療法人等）については、所得割：4.9%、特別法人事業税：所得割額の34.5%、の税率が適用される。
（注２）所得割の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。
※　法人事業税の制限税率は、標準税率の1.2倍。（資本金１億円超の普通法人の所得割については、標準税率の1.7倍）

収入金額課税の概要

	電気供給業	ガス供給業	生命保険業	損害保険業
課税標準	収入すべき金額－控除すべき金額		収入保険料 ×一定割合（付加保険料率）	
収入金額を課税標準とする理由	○ これらの事業について、課税標準を所得とした場合には、膨大な施設と従業員を有し、都道府県の行政サービスを多く受けているにもかかわらず、それに比較して法人事業税は非常に少額 ⇒応益原則である事業税の性格に矛盾 ○ 事業税額は電気又はガスの料金の算定の際に料金の原価に算入されるので、消費者に転嫁することが可能 など		○ その収入した保険料のほとんどが責任準備金、支払準備金及び契約者配当準備金として損金に算入されること ○ 保険料を運用した結果生ずる受取配当金は、ほとんど益金に算入されないこと など	○ 他の企業に比較して社内留保の必要性が高く、営業利益がほとんど出ないこと ○ 投資利益は大部分が配当所得であり、保険料を運用した結果生ずる受取配当金は、ほとんど益金に算入されないこと など
	⇒ 課税標準を所得とした場合には、その事業規模や活動量等が大きいにもかかわらず、本来負担すべき税額よりも非常に少額の負担			

〔参考〕収入割の変遷（概要）

<table>
<tr><th></th><th>電気・ガス供給業</th><th>保険業</th><th>運送業</th></tr>
<tr><td>昭和24年度</td><td>・収入金額課税の対象とされる（税率2.0%）</td><td rowspan="2"></td><td>・収入金額課税の対象とされる（税率2.0%）</td></tr>
<tr><td>昭和25年度</td><td>・税率2.0%→1.6%に引下げ
（昭和25年は1月～8月の収入金額に限定して徴収（税率2.4%））</td><td>・税率2.0%→1.6%に引下げ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">昭和29年度</td><td colspan="3">・税率1.6%→1.5%に引下げ</td></tr>
<tr><td></td><td>・生命保険業が収入金額課税の対象とされる（税率1.5%）</td><td>・海運業、航空業、トラック運送業等が対象から除外</td></tr>
<tr><td>昭和30年度</td><td rowspan="4"></td><td>・損害保険業が収入金額課税の対象とされる（税率1.5%）</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>昭和31年度</td><td>・損害保険業の保険区分を細分化</td></tr>
<tr><td>昭和32年度</td><td></td><td>・地方鉄軌道事業が対象から除外
→運送業の収入金額課税は終了</td></tr>
<tr><td>昭和49年度</td><td>・生命保険業、損害保険業の付加保険料率を変更</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>平成11年度</td><td colspan="2">・税率1.5%→1.3%に引下げ</td></tr>
<tr><td>平成18年度</td><td rowspan="2"></td><td>・少額短期保険業が収入金額課税の対象とされる（税率1.3%）</td></tr>
<tr><td>平成23年度</td><td>・少額短期保険業の付加保険料率の変更</td></tr>
</table>

（※） 昭和24年度の税率は、市町村附加税（昭和25年廃止）分を含む。

経済産業省令和２年度税制改正要望

電気・ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更（事業税）

令和2年度税制改正に関する
経 済 産 業 省 要 望 よ り

- 電気・ガス供給業は、**法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、「一般の事業」とは異なる扱い**。
- **2020年（令和2年）の発送電分離などを前に、**電力・ガス市場における競争が激しくなる中で、事業者間の**「課税の公平性」を回復するべく**、全面的に**一般の事業と同様の課税方式に見直すことが必要**。

現行制度

法人事業税の課税標準が収入金額とされ、一般の事業と課税方式が異なる。

（地域独占や料金規制・総括原価は撤廃され、既に収入金課税の根拠は失われており、公平性の観点から是正が必要。）

収入金課税の根拠
（1949年～）

①地域独占（垂直一貫体制）
→課税分を確実に消費者に転嫁可能。

②総括原価方式に基づく料金規制
→確実な料金回収が見込める。

段階的な自由化 →

小売全面自由化
（電気：2016年、ガス：2017年）

①地域独占の撤廃
→課税分の確実な消費者転嫁は不可能に。

②料金規制・総括原価の撤廃
→経過措置を除き、自由な料金体系に。

更なる競争の進展 →

競争的な市場の整備
競争環境の公平性がより重要に

①発送電分離の実施（2020年）

②経過措置の順次撤廃

要望内容

【現行】収入金課税（税率約１．３％）

法人事業税
収入割
約１．３％

※地方法人特別税を含む

税制改正

【改正後】一般の事業と同様に、**所得課税＋外形標準課税**へ変更

法人事業税
所得割
約３．６％

※地方法人特別税を含む

付加価値割
１．２％

資本割
０．５％

所得基準 3 ： 外形標準 5

エネルギーシステム改革のスケジュール（電力）

○ 平成28年4月の電気の小売全面自由化に際しては、競争状態が不十分なままに「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じ、令和2年3月末までは、全国すべての地域において、従来と同様の規制料金（経過措置料金）が存続。

○ 法律上、経過措置は、令和2年3月末をもって撤廃され、同年4月以降は、「電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるもの」として経済産業大臣が指定する供給区域においてのみ、経過措置料金が存続。

※ なお、平成31年4月以降、大臣指定を行うことが法律上可能。仮に、当該供給区域の指定が行われない場合は、令和2年3月末をもって経過措置料金規制が撤廃されることとなる。

○ 令和2年4月以降も、当面、全ての供給区域において、経過措置料金が継続することが決定済み。

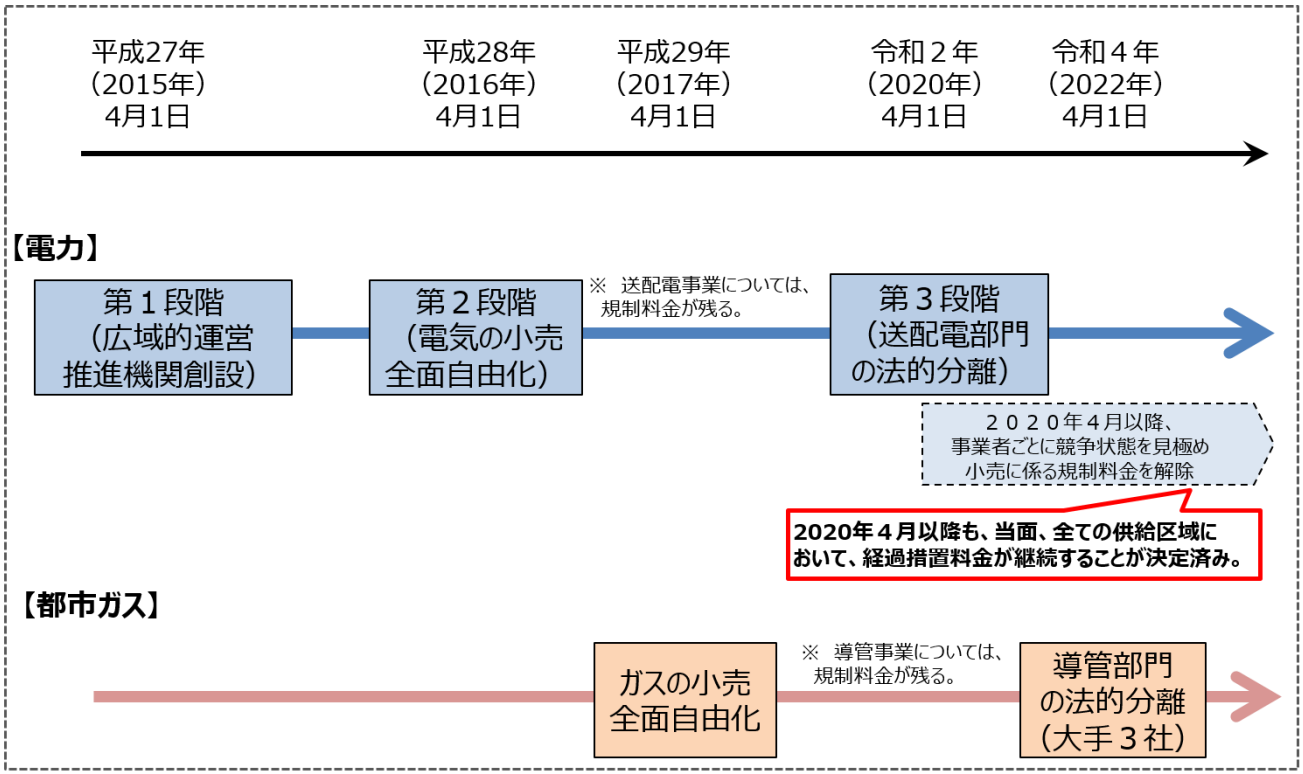

【電力】事業類型の見直し（2016年４月）

資源エネルギー庁
作成資料

- 2016年４月の小売全面自由化にあわせ、電気事業の類型を見直し。
- 完全競争市場である発電事業は届出制、小売電気事業は登録制として**幅広く参入**を認める一方、公的インフラとして地域独占が残る**送配電は許可制**とし、料金規制を課す。
- 送配電は、2020年までに発電・小売から独立しなければならない（発送電分離）。

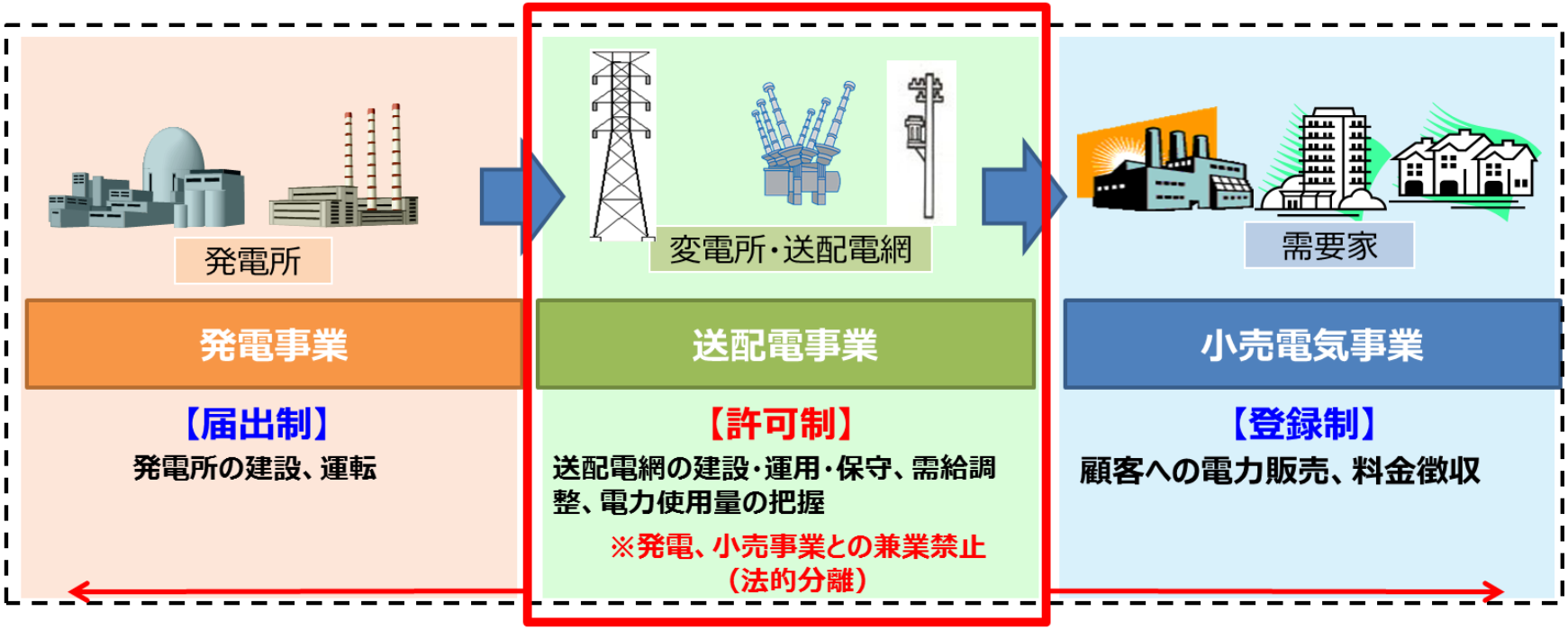

※2020年４月までに**発電・小売から独立**（**発送電分離**）

【電力】送配電部門の中立化（法的分離）（2020年４月）

資源エネルギー庁
作成資料

- 既存の大手電力会社が運用している送配電網を、新規参入の再エネ発電会社などが公平に利用できるよう、送配電部門の別会社化（法的分離）により、独立性を高める。
- 一方で、「法的分離」は、「所有権分離」とは異なり、各子会社が、持株会社の下で一体的な経営を行うことを可能とする仕組み。「法的分離」であれば、災害や復旧に際しても、従来と同様の連携を取りながら、グループで一丸となって対応に当たることが可能となる。

＜法的分離＞

各子会社が、持株会社の下
グループ一体で経営

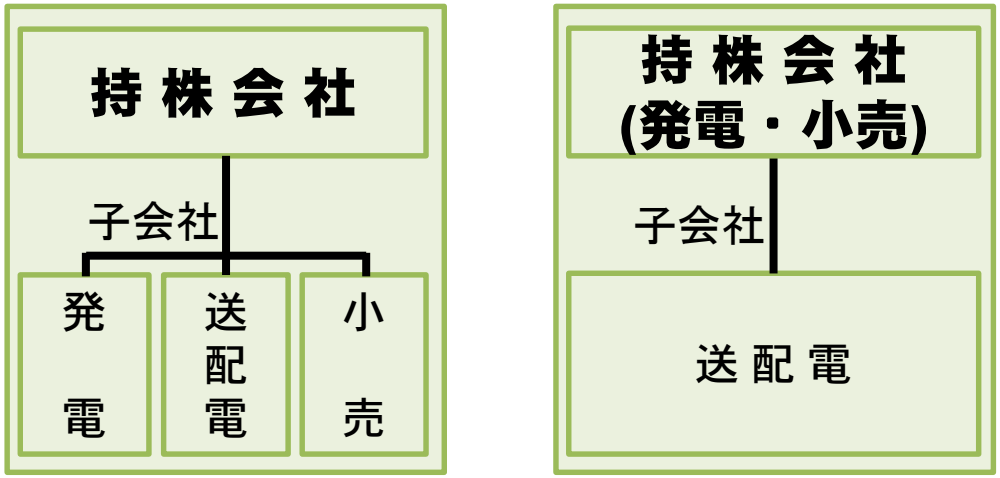

（東京、中部）　（東京・中部以外の者）

＜所有権分離＞

各会社が、
それぞれ独立して経営

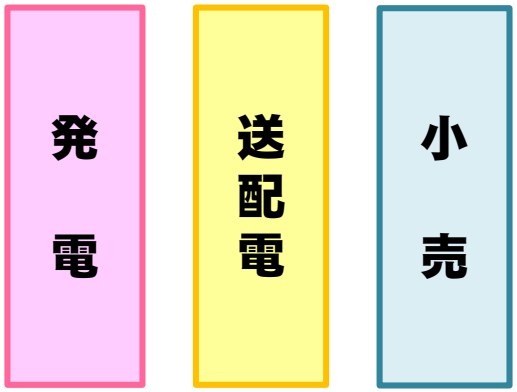

資源エネルギー庁
作成資料

【ガス】事業類型の見直し（2017年4月）

- 家庭などの小口における小売全面自由化等が、2017年4月1日から開始された。

	2017年4月以降
製造部門 （ＬＮＧ基地）	- ガス製造事業者（届出制）
導管部門 （ガス導管サービス）	- 一般ガス導管事業者（許可制） - 地域独占 - 料金規制（総括原価方式） - 最終保障供給サービスの提供義務
小売部門	- ガス小売事業者（登録制） - 全面自由化

【ガス】導管部門の中立化（法的分離）（2022年４月）

資源エネルギー庁
作成資料

- ガス導管事業の一層の中立性の確保を図るため、導管総距離の長い大手３社（東京・大阪・東邦）を対象に、現在認められているＬＮＧ基地事業・小売事業とガス導管事業の兼業を原則禁止する（法的分離）。（大手３社を除くガス事業者については、「会計分離」を維持する。）
- 導管会社がグループ内の小売会社を優遇して、小売競争の中立性・公平性を損なうことのないよう、人事や会計などについては適切な「行為規制」を講ずる。

法的分離の形態

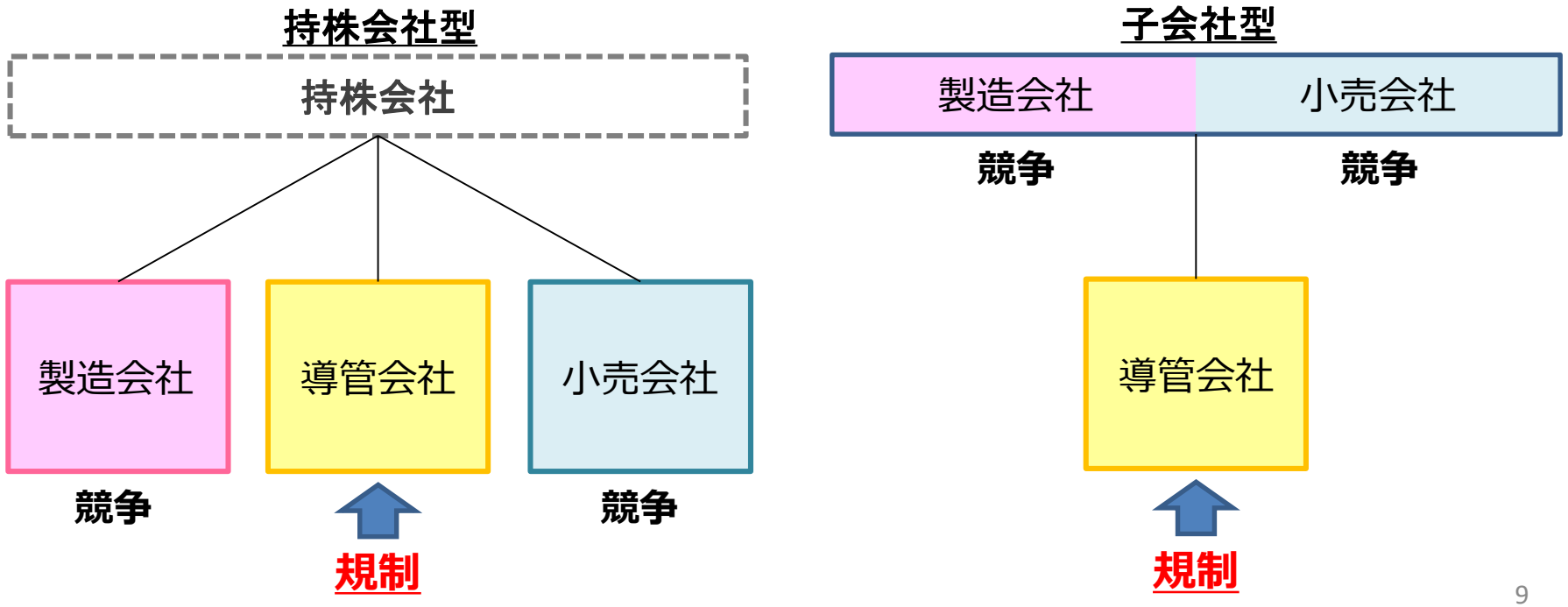

電気事業の類型

部　門	事業内容	電気事業法上の 参入制度の位置付け （事業者数）	自由料金・ 規制料金の別	競争状況 （新電力のシェア）
発電事業	発電所の建設・運転	届出制 （780社） ※1	自由料金	〔発電電力量ベース〕 21．8% ※3
送配電事業	送配電網の建設・運用・保守、需給調整、電力使用量の把握 ※令和2年4月以降、発電・小売との兼業禁止	許可制 （10社） ※2	規制料金 （総括原価方式）	（今後も、「地域的独占」、「規制料金」が存続）
小売事業	顧客への電力販売、料金徴収	登録制 （601社） ※1	自由料金 ※低圧部門は規制料金（経過措置料金）が存続	〔販売額ベース〕 15．9% 〔販売電力量ベース〕 14．8% 〔契約口数ベース〕 10．9% ※4

※1　発電事業者の届出事業者数は、R1（2019）．7．15時点、小売事業者の登録事業者数は、R1（2019）．8．8時点。
　2　送配電事業者の他に送電事業者（3社。電源開発等。）、特定送配電事業者（31社）あり。
　3　H30（2018）時点。
　4　H31（2019）．3時点。

〔参考〕新電力のシェアの状況

資源エネルギー庁
作成資料

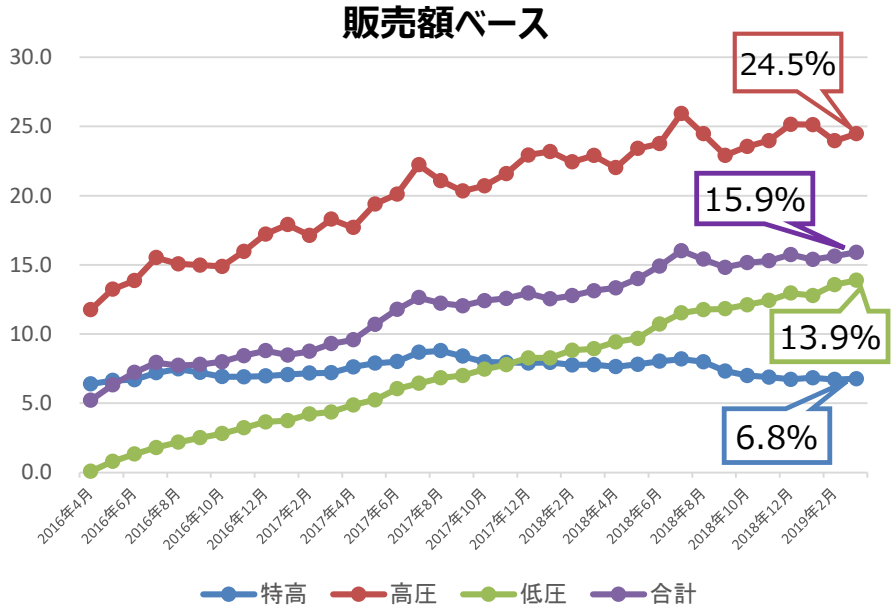

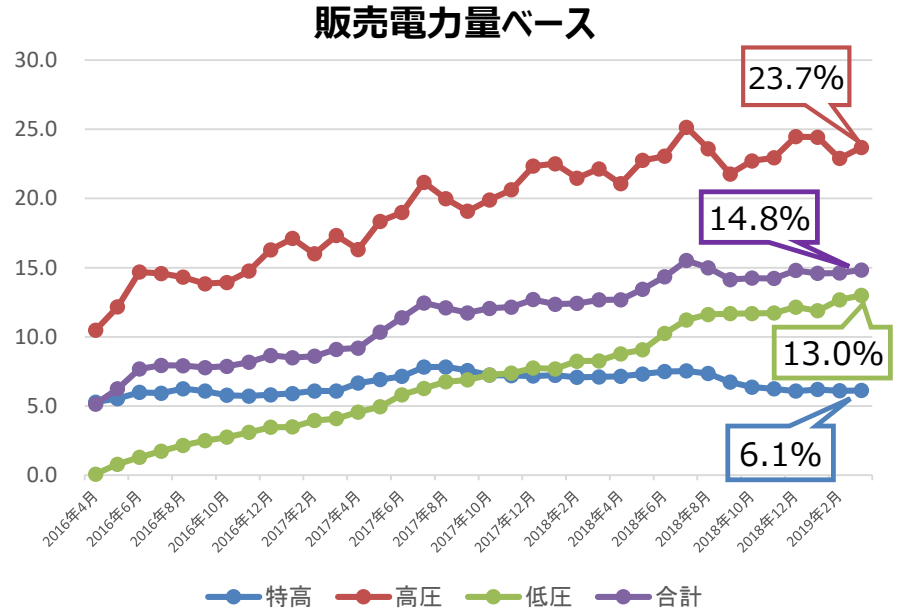

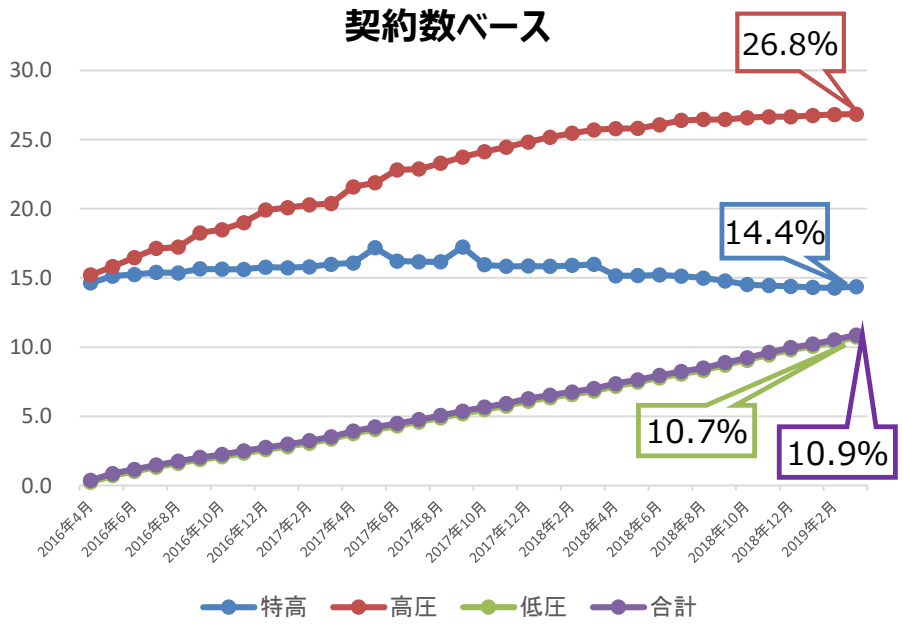

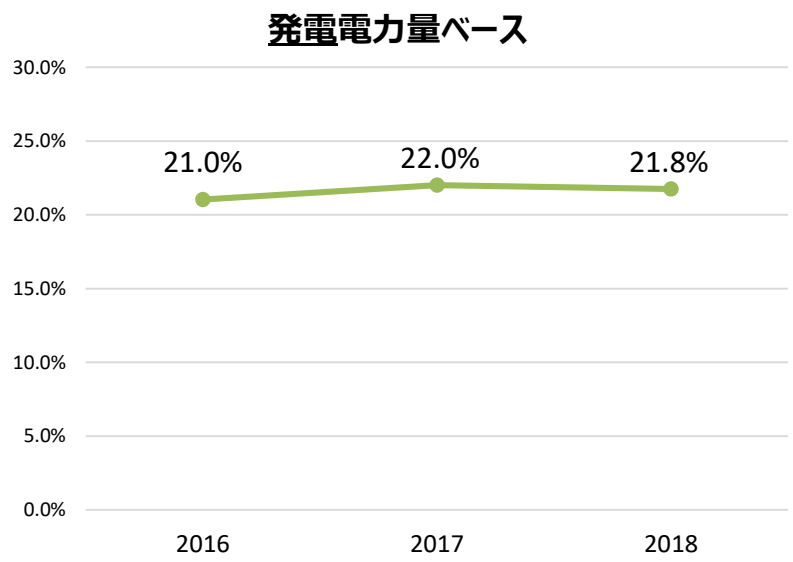

〔参考〕地域別の低圧の新規参入事業者数

資源エネルギー庁
作成資料

- 地域別には、東京・中部・関西・九州地域等、都市圏において多くの小売電気事業者が新規参入している。
- 北陸（富山県・石川県・福井県）・四国（高知県・徳島県・香川県・愛媛県）・沖縄地域では供給を行っている小売電気事業者の数は相対的に少ないが、一定数は存在する。

供給実績がある小売電気事業者（都道府県別）＊2018年12月時点

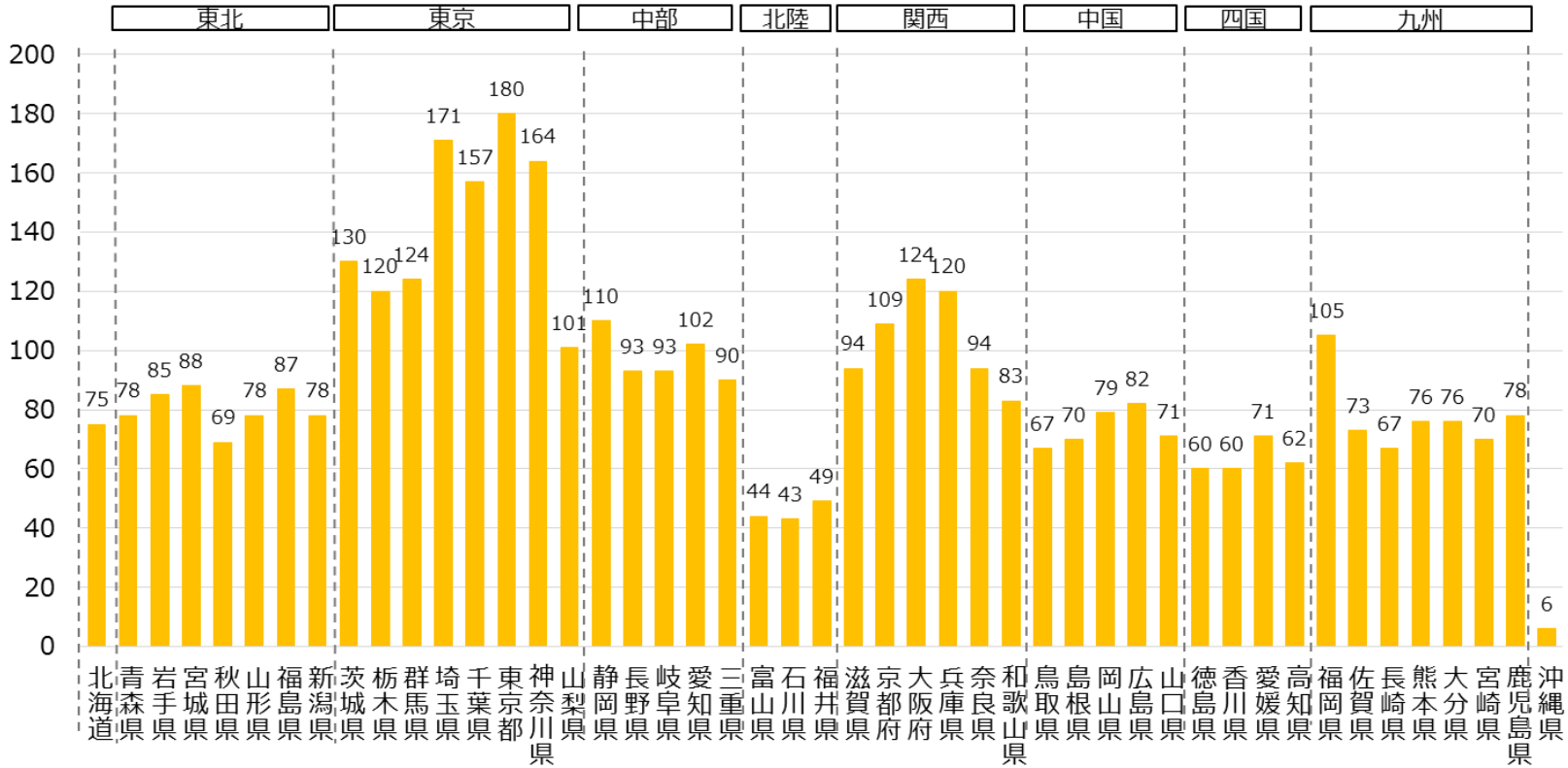

経済産業大臣の供給区域の指定基準等に係る動き（小売関係）

平成30年度

９月13日　経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に対して、以下の①～③について意見提出を依頼

① 供給区域の指定及び指定解除に係る基準
② ①の基準に照らした各供給区域における競争状況の評価
③ 実効的な事後監視の仕組みその他必要と考えられる事項

⇒ 上記委員会の下に「電気の経過措置料金に関する専門会合」を設置し、検討を実施（第１回～第８回）

平成31年度（令和元年度）

４月23日　第９回「電気の経過措置料金に関する専門会合」においてとりまとめ

〃 24日　電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に対して、①～③に関する意見を回答

⇒ 現時点の競争状況にかんがみれば、平成32年４月時点においては、東京電力・関西電力の供給区域及びその他の供給区域いずれにおいても、供給区域の指定を行う（経過措置料金を存続する）ことが適当、との評価が示される。（次頁・次々頁参照）

〃 26日　経済産業省において、①及び②に関するパブリックコメントを実施（～５月31日）

７月３日　全ての供給区域について、経済産業大臣の指定実施（経過措置料金を存続）。

※ 今後、概ね年に1回程度（有力な事業者が現れる等、競争状況に変化があった場合にはその都度）、指定見直しの検討を実施する予定。

供給区域の指定及び指定解除に係る基準（概要）

1. 供給区域の指定に係る基準

○ 以下の事項その他の事情を総合して判断し、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことにより、供給区域内の電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合に指定。

※ なお、判断に当たっては、原則として、低圧分野における直近の事情を用いる。

（1） 消費者等の電気の使用者の状況

○ 当該供給区域に係るみなし小売電気事業者によって小売供給に係る料金の値上げその他当該供給区域の電気の使用者の利益を阻害するおそれがある行為が行われた際、当該供給区域の電気の使用者が当該みなし小売電気事業者以外の小売電気事業者から小売供給を受けようとする蓋然性。

※ 判断に当たっては、以下の事項その他の事情を総合的に勘案
- スイッチング等に関する電気の使用者の認識度を調査したアンケートの結果
- 当該供給区域におけるスイッチングの動向

（2） 競争の圧力

○ 当該供給区域における小売電気事業者間の競争関係によって、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者が小売供給に係る料金の値上げその他当該供給区域の電気の使用者の利益を阻害するおそれがある行為を行うことが十分に抑制される蓋然性。

※ 判断に当たっては、以下の事項その他の事情を総合的に勘案
- 当該供給区域に係るみなし小売電気事業者と競争関係にある有力で独立した複数の小売電気事業者の存在
- 当該みなし小売電気事業者と競争関係にある小売電気事業者の追加的な供給能力の確保の見込み

（3） 競争の持続性

○ 当該供給区域における小売電気事業者間の適正な競争関係が長期的に継続する蓋然性。

※ 判断に当たっては、(2)に関する判断を踏まえつつ、以下の事項その他の事情を総合的に勘案
- 当該供給区域における小売電気事業者間の電気の調達に係る公平性
- スイッチングを円滑にする仕組み及び体制の整備状況

2. 供給区域の指定解除に係る基準

○ 上記判断において、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されたことにより、電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められなくなった場合に解除。

各供給区域における競争状況の評価（概要）

○　東京電力・関西電力の供給区域(※)とその他の供給区域に分けた上で、競争状況の評価が行われ、いずれの供給区域においても、競争状況が不十分であり、経済産業大臣による供給区域の指定を行う（経過措置料金を存続する）ことが適当、と評価。

※　東京電力・関西電力については、有力競争者の判断の目安とされているエリアシェア5%前後の競争者が存在することから、重点的に審査が行われたもの。

東京電力・関西電力の供給区域

（1）「消費者等の電気の使用者の状況」

○　消費者の自由化に関する認知度は両供給区域とも高い水準となっており、スイッチングに関する意識は向上していることから一定の充足が認められる。一層の促進に向けて検討の余地はあるものの、総じて、競争者の状況によっては、競争が機能する環境へと進みつつある。

（2）「競争圧力」

○　当該供給区域における競争はそれぞれ相当程度進展しているものの、現状では、まだ十分とまでは認められない。すなわち、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者と競争関係にある有力で独立した小売電気事業者が一者（東京ガス・大阪ガス）存在すると認められるものの、現時点でそれが複数存在するなど競争圧力が十分に存在するとまでは認められず、みなし小売電気事業者が値上げ等を行うことが十分に抑制される蓋然性が高いと認められる程度に競争が進展しているとまでは認められない。

（3）「競争の持続性」

○　現時点での競争圧力は不十分であり、また、みなし小売電気事業者と新電力の間での電気の調達に係る公平性についての懸念も存在することから、現時点で競争が持続的に機能する環境とは認められない。

⇒　以上を総合的に判断すると、現時点の競争状況にかんがみれば、平成32年4月の時点においては、東京電力・関西電力の供給区域については経済産業大臣の指定をすることが適当。

その他の供給区域

⇒　（1）から（3）について、現時点の競争状況（東京電力・関西電力と比較して不十分）にかんがみれば、平成32年4月の時点においては、その他の供給区域についても経済産業大臣の指定をすることが適当。

電気・ガス供給業に係る税制改正大綱と措置の状況

○ 平成29年度税制改正大綱（平成28年12月８日自由民主党・公明党）（抄）

第三　検討事項

13　現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。**また、これらの業に係る中小法人については、近年における事業環境や競争状況の変化を踏まえつつ、課税のあり方について検討を行う**。

→ 平成30年度税制改正

ガス中小事業者に係る課税方式の見直し（措置済）

○ 平成31年度税制改正大綱（平成30年12月14日自由民主党・公明党）（抄）

第三　検討事項

9　現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、**法人事業税における収入金額課税全体としてのあり方を踏まえながら、小売全面自由化され2020年に法的分離する電気供給業及びガス供給業における新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する**。

→ 令和２年度税制改正の課題

ガス中小事業者に係る収入金額課税方式の見直し（平成30年度税制改正）

要望の内容

・「ガス中小事業者」について、他の一般企業と同様の課税方式へと変更する。

見直し内容

（見直しの対象）

・ 施設・設備の規模が相対的に小さい（20万kℓ以上のLNG基地を有しない）事業者

※ガス事業法の経過措置（競争が不十分として規制料金を存置）の対象事業者は、今回の見直し対象から除外。
※ガス事業法上、20万kℓ以上のLNG基地を有する事業者は、ガス製造事業の届出義務・LNG基地の第三者利用に関する法的規制の対象となっている。

（課税方式の見直しの内容）

・資本金1億円以下の事業者：所得課税
・資本金1億円超の事業者　：外形標準課税＋所得課税

（改正前）

ガス中小事業者	課税方式
製造部門	収入金額
導管部門	収入金額
小売部門	収入金額
経過措置の対象事業者	収入金額

（改正後）

ガス事業法改正	20万kℓ以上のLNG基地保有なし	
	資本金1億円超	資本金1億円以下
全面自由化（届出制へ移行）	**外形＋所得**	**所得**
許可制・規制料金が存続	収入金額	
全面自由化（登録制へ移行）	**外形＋所得**	**所得**
競争が不十分として規制料金が存続	収入金額	

電気・ガス業界からの令和２年度税制改正要望

○（一社）　日本経済団体連合会「令和２年度税制改正に関する提言」

２．法人課税の諸課題

（１）地方法人課税改革

２．法人事業税

（ａ）電力・ガス供給業における収入金課税の見直し

電気・ガス供給業における法人事業税の課税標準について、地域独占と総括原価主義を根拠として収入割が適用されてきたが、2016年度（電気）、2017年度（ガス）の小売全面自由化による地域独占・総括原価の撤廃に伴い、一般の事業とは異なる収入割を適用する根拠は既に失われている。また、2020年度の法的分離により電力・ガス供給業の競争環境は一層激化することが確実であり、一般の事業との課税の公平性を実現する観点から、電力・ガス供給業における法人事業税の課税標準を収入割から所得割及び外形標準課税へ移行することは、喫緊の課題である。昨年度の与党税制改正大綱も踏まえ、令和２年度税制改正において、確実に改正を実現すべきである。

「令和２年度税財政等に関する提案」（令和元年10月地方税財政常任委員会）（抜粋）

【総論】

Ⅳ 税制抜本改革の推進等

３ 法人税改革に伴う地方法人課税の見直し

（３）収入金額課税制度の堅持

平成31年度大綱においては、「今後、法人事業税における収入金額課税全体としてのあり方を踏まえながら、小売全面自由化され2020年に法的分離する電気供給業及びガス供給業における新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」とされ、今後の検討事項に位置づけられている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していること、原子力発電所をはじめとする大規模発電施設は、周辺環境への負荷が大きく、地元自治体や住民の十分な理解と協力を得て立地を実現し、多大な行政サービスを受益していること、小売全面自由化後も消費者の新電力への契約先の切替えは低位にとどまっていることや有力で独立した小売電気事業者が複数存在するとは認められず、競争圧力が不十分な現時点の状況等を踏まえれば、同制度を堅持すべきである。

都道府県別の法人事業税に占める収入割額（平成29年度決算）

○　都道府県によって差はあるものの、法人事業税収のうち、収入割額は大きな割合を占めている。

○　また、大規模発電施設の立地都道府県等においては、電気供給業に係る収入割額が、収入割額全体の太宗を占めている。

※　法人事業税に占める収入割額（電気供給業）の割合が大きい団体
⇒　青森県、福島県、茨城県、千葉県、新潟県、福井県、島根県、徳島県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県

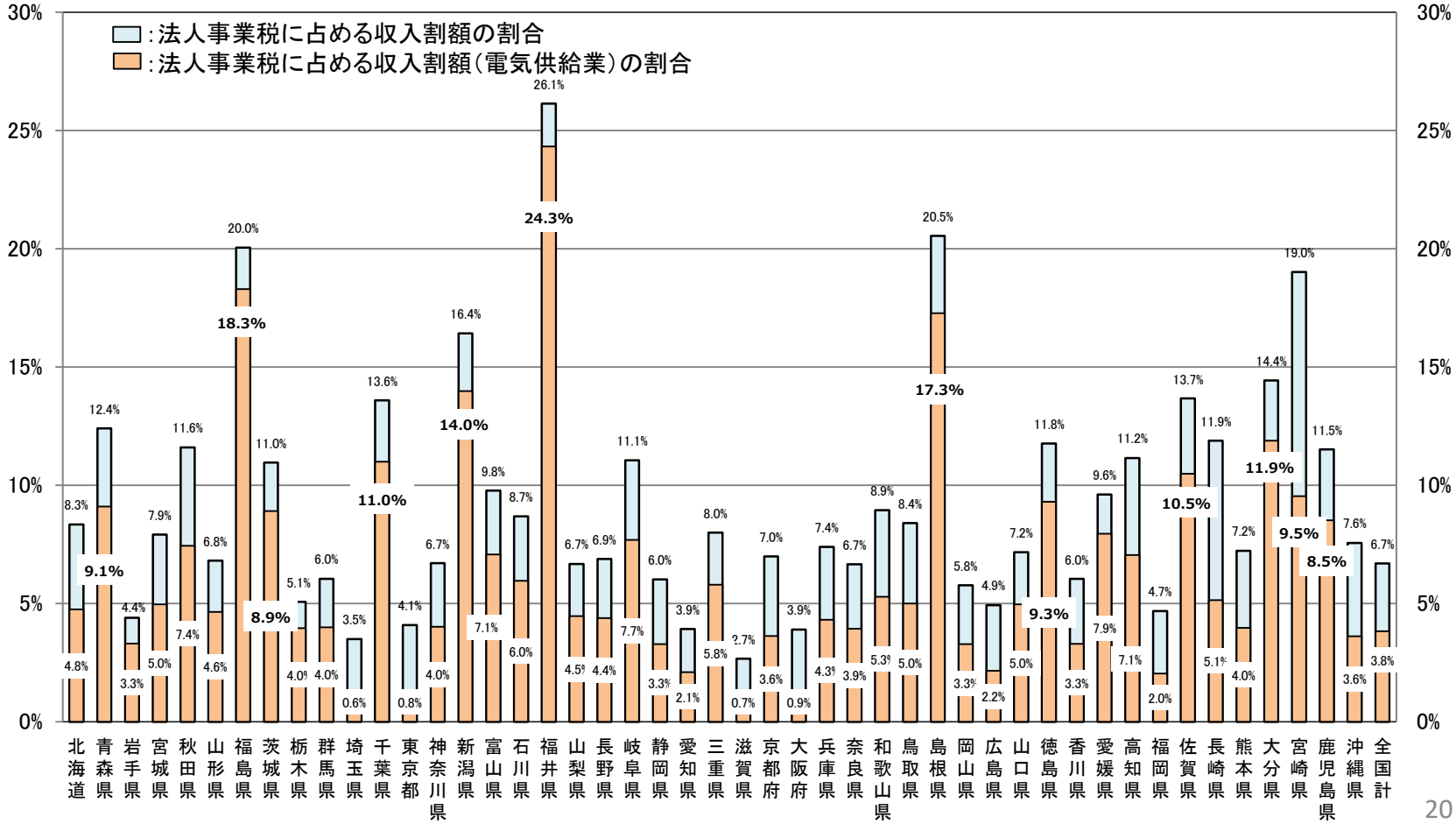

※　上記数値は、「平成29年度　地方財政状況調査」及び「平成29年度　道府県税の課税状況等に関する調」による。